

静岡市E Cサイト販売促進支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、地域産業の振興及び発展を図るため、E Cサイト（インターネット上で商品やサービスの売買を行うウェブサイトをいう。）販売促進事業を行うものに対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「E Cサイト販売促進事業」とは、当該各号に定める事業であって、E Cサイトの販売促進を目的としたものをいう。

(1) ポップアップショップ出店事業 首都圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の区域をいう。以下同じ。）において、自社E Cサイトの販売促進を目的とした30日以内の期間限定出店を行い、商品の販売及びE Cサイトの紹介を行う事業

(2) E Cサイト成長促進事業 前号に掲げる事業の効果の促進を図る目的としてインターネット上で行う事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するもので、市長が必要があると認めるものとする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者（以下「小規模企業者」という。）であって市内に主たる事業所（本社又は開発機能を有する工場に限る。以下この条において同じ。）並びにE Cサイトを保有するもののうち、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類Eに掲げる製造業または大分類Iに掲げる卸売業、小売業に区分されるもの。ただし、次のアからオまでのいずれかに該当するものを除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める者

エ 資本金5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている者

オ 直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える者

(2) 構成員の3分の2以上が前号に規定するものである団体

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ECサイト販売促進事業であって、市長が必要であると認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業がこの要綱に基づく補助金以外の補助金の交付を受けるものであるときは、補助金を交付しないものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、ポップアップショップ出店のために使用する会場の借上料又は使用料、旅費（宿泊費、公共交通機関の運賃、高速道路利用料金及び首都圏における駐車料金に限る。）、商品の輸送料、有料職業紹介事業者から派遣された外部人材に係る外注費、役務費及び委託費とし、消費税及び地方消費税の額を除いた経費とする。ただし、宿泊費においては、1泊当たり1万5,000円を上限とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内において市長が定める額（1,000円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額）とし、20万円を上限とする。

（補助回数）

第7条 補助事業に係る一の補助対象者からの申請に対する補助金の交付は、1年度につき1回限りとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、ECサイト販売促進支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）収支予算書（様式第3号）
- （3）誓約書（様式第4号）
- （4）履歴事項全部証明書または確定申告書の控えの写し
- （5）構成員名簿（申請者が団体の場合に限る。）
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らして、その内容を審査し、必要があると認めるときは、申請者に追加資料の提出を求め、又は現地調査等を

行い、補助金の交付を決定したときは、ＥＣサイト販売促進支援補助金交付決定通知書（様式第５号）により、当該申請者に通知するものとする。

- ２ 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第５条の２各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

（交付の条件）

第10条 市長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第６条第１号から第３号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- （１）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。
- （２）規則及びこの要綱を遵守すること。
- （３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（変更、中止又は廃止の承認申請）

第11条 第９条第１項及び第２項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめＥＣサイト販売促進支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第６号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （１）変更事業計画書（様式第２号）
- （２）変更収支予算書（様式第３号）
- （３）前２号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（変更、中止又は廃止の承認）

第12条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、ＥＣサイト販売促進支援事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第５号）により、補助事業者には通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかにＥＣサイト販売促進支援事業実績報告書（様式第８号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （１）事業報告書（様式第９号）
- （２）収支決算書（様式第３号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、ECサイト販売促進支援補助金交付確定通知書（様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第15条 前条の規定による通知を受けたものは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年度の補助金から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

ＥＣサイト販売促進支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

住所	法人にあっては、その主 たる事務所の所在地 法人にあっては、その名 称及び代表者の氏名
申請者 氏名	
連絡担当者	
電話番号	

ＥＣサイト販売促進支援補助金交付要綱第 7 条の規定により補助金の交付を受けたいので、
次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事 業 名

2 交付申請額

3 添付書類

- （1）事業計画書（様式第 2 号）
- （2）収支予算書（様式第 3 号）
- （3）誓約書（様式第 4 号）
- （4）履歴事項全部証明書または確定申告書の控えの写し
- （5）構成員名簿（申請者が団体の場合に限る。）
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第2号（第8条、第11条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

1 現在のECサイトの状況

（1）ECサイトの開設時期	年 月
（2）ECサイトの形式 ※どちらかにチェックしてください。	☐ 自社サイト ☐ Amazon/楽天等モール出店
（3）現在のECサイトでの1か月あたりの売上	円/1か月
（4）一日当たりのECサイトへのアクセス数	平均 件/1日
（5）ECサイトURL	https:

2 現在のECサイト運用における課題

3 ポップアップショップ出店における目標

（1）出店時の売上目標	円/1日
（2）出店時の来客数平均	平均 人/1日
（3）出店後のECサイトでの売上の目標 (1か月あたり)	円/1か月
（4）出店後のECサイトでの売上向上率 (3 - (3)) / 1 - (3))	%

4 ポップアップショップ出店を通じてECサイト販売促進につなげる取り組み

5 出店内容

出 店 場 所 名			
出 店 先 住 所	(〒 -)		
出 店 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
取 扱 商 品			
1日あたりの出店料	円	出店スペースの広さ	m ² ・坪
出 店 場 所 (該当箇所に○)	屋内・屋外	雨天時の実施可否	雨天決行・雨天中止
出店自社スタッフ	人	派遣スタッフ	人

様式第3号（第8条、第11条、第13条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	摘要
市補助金			
合 計			

2 支出の部

（1）事業全体経費

科 目	予 算 額	決 算 額	摘要
対 象 経 費	ポップアップショッ プ出店事業費		
	E C サイト成長促進 事業費		
	小 計		
対 象 外 経 費	消費税		
	小 計		
合 計			

(2) 科目別内訳（税抜）

ア ポップアップショップ出店事業費

内容・使途	数量	単価（円）	金額（円）	備考
計				

イ ECサイト成長促進事業費

内容・使途	数量	単価（円）	金額（円）	備考
計				

様式第4号（第8条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者

住所

氏名

電話番号

法人又は団体にあつては、
その主たる事務所の所在地

法人又は団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名

静岡市中小企業等デジタル活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請するにあたり、次の内容について、誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

チェック	
☐	全ての交付対象要件を満たしています。 また、全ての申請内容は事実と相違ありません。
☐	実施報告書提出後における補助事業の効果検証を目的とした情報開示及び本市職員によるヒアリングに協力します。
☐	静岡市税に滞納はありません。
☐	虚偽が判明した場合は、静岡市補助金等交付規則第16条の規定により補助金を返還します。

※全ての項目に☑を記入してください。チェック欄の全ての項目に記入がない場合は、補助金の交付を申請することはできません。

様式第5号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

ECサイト販売促進支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、ECサイト販売促進支援補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

（1）次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的及び内容

イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

（2）補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（4）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（5）静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びECサイト販売促進支援補助金交付要綱を遵守すること。

（6）（1）から（5）までに掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第 6 号（第11条関係）

E C サイト販売促進支援事業 変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
申請者	氏名	
	連絡担当者	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、E C サイト販売促進支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

様式第 7 号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

E C サイト販売促進支援事業 変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、E C サイト販売促進支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第 8 号（第13条関係）

ＥＣサイト販売促進支援事業 実績報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕
申請者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、
ＥＣサイト販売促進支援補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報
告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- （１）事業報告書（様式第 8 号）
- （２）収支決算書（様式第 3 号）

事業報告書

1 ポップアップショップ出店実績

出店場所名			
出店先住所	(〒 ー)		
出店期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()		
取扱商品			
1日あたりの出店料	円	出店スペース	m ² ・坪
出店場所 (該当箇所に○)	屋内・屋外	雨天時の実施可否	雨天決行・雨天中止
出店自社スタッフ	人	派遣スタッフ	人
売 上	円/1日あたり	合計	円
来客数平均	平均 人/1日	合計	人

2 ポップアップショップ出店時の写真

3 ポップアップショップ出店後のECサイトの売上

期間： 年 月 日～ 年 月 日(1ヶ月以上として下さい)

(1) 出店後のECサイトの売上	円/1か月
(2) 出店前のECサイトの売上	円/1か月
(3) 出店前と比較したECサイトの 売上向上率 ((1) / (2))	%
(4) 一日当たりのECサイトへのアクセス 数	平均 件/1日

4 ポップアップショップ出店において重点的に実施した取組

5 上記を踏まえた今後の課題及び取組内容

様式第10号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

E C サイト販売促進支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付については、静岡市E
C サイト販売促進支援補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり確定したので、通知
します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円